

遊 漁 船 業 者 登 録 票	
氏名又は名称	有限会社船宿豆や
登録番号	東京都知事第055号
登録の有効期間	令和5年8月21日 ～ 令和10年8月20日まで
営業所の所在地	東京都江戸川区鹿骨6-1-1
遊漁船の名称	第三豆丸 第二一豆丸 第二三豆丸
遊漁船業務主任者の氏名	矢作昌之 細川秀幸
損害賠償措置の保険期間	令和7年3月20日 ～ 令和8年3月20日

登録番号	東京都知事 第055号		氏名又は名称	有限会社船宿豆や	
作成日	R6/9/1	変更日	1: / /	2: / /	3: / /

別表4 (全2枚の1枚目) 遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備等

整理番号	遊漁船の名称	船舶番号、漁船登録番号等	総トン数	長さ	旅客定員又は利用定員	業務形態 主たる業務：◎ その他全て：○	
		航行区域 (該当に○)					
		遊漁船の使用状況 (該当に○)					
		遊漁船の記載状況 (該当に○)	通信設備※の状況 (該当に○)	救命設備※1の状況 (該当に○)			
船舶の所有状況 (該当に○)							
1	第三豆丸	第235-17658号	12 トン	11.99 m	24 人	(◎) 船釣り ( ) 瀬渡し※2 (○) その他 (作業船)	
		( ) 平水・(○) 限定沿海・( ) 沿海・( ) 遠洋、近海					
		( ) 遊漁船専用・( ) 漁船と兼用・(○) 他使用と兼用					
		(○) 単独記載 ( ) 重複記載	(○) 業務用無線 ( ) 衛星電話 ( ) その他 ( )	( ) 改良型救命いかだ ( ) EPIRB (非常用位置等発信装置) ( ) AIS (船舶自動識別装置) ( ) その他 ( )			
2	第二十一豆丸	第235-46780号	14 トン	14.66 m	26 人	(◎) 船釣り ( ) 瀬渡し※2 (○) その他 (作業船)	
		( ) 平水・(○) 限定沿海・( ) 沿海・( ) 遠洋、近海					
		( ) 遊漁船専用・( ) 漁船と兼用・(○) 他使用と兼用					
		(○) 単独記載 ( ) 重複記載	(○) 業務用無線 ( ) 衛星電話 ( ) その他 ( )	( ) 改良型救命いかだ ( ) EPIRB (非常用位置等発信装置) ( ) AIS (船舶自動識別装置) ( ) その他 ( )			
重複記載※3している場合の事由	( )						
	( ) その他 ( )						

別表4 (全2枚の2枚目) 遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備等

3	第二十三豆丸	第291-33074号	5未満 トン	8.29 m	8 人	(◎) 船釣り ( ) 瀬渡し※2 (○) その他 (作業船)
		( ) 平水・(○) 限定沿海・( ) 沿海・( ) 遠洋、近海				
		( ) 遊漁船専用・( ) 漁船と兼用・(○) 他使用と兼用				
		(○) 単独記載 ( ) 重複記載	( ) 業務用無線 ( ) 衛星電話 ( ) その他	( ) 改良型救命いかだ ( ) EPIRB (非常用位置等発信装置) ( ) AIS (船舶自動識別装置) ( ) その他		
		(○) 自己所有船舶 ( ) 他者所有船舶	( ) その他	( ) その他		
4			トン	m	人	( ) 船釣り ( ) 瀬渡し※2 ( ) その他 ( )
		( ) 平水・( ) 限定沿海・( ) 沿海・( ) 遠洋、近海				
		( ) 遊漁船専用・( ) 漁船と兼用・( ) 他使用と兼用				
		( ) 単独記載 ( ) 重複記載	( ) 業務用無線 ( ) 衛星電話 ( ) その他	( ) 改良型救命いかだ ( ) EPIRB (非常用位置等発信装置) ( ) AIS (船舶自動識別装置) ( ) その他		
		( ) 自己所有船舶 ( ) 他者所有船舶	( ) その他	( ) その他		
5			トン	m	人	( ) 船釣り ( ) 瀬渡し※2 ( ) その他 ( )
		( ) 平水・( ) 限定沿海・( ) 沿海・( ) 遠洋、近海				
		( ) 遊漁船専用・( ) 漁船と兼用・( ) 他使用と兼用				
		( ) 単独記載 ( ) 重複記載	( ) 業務用無線 ( ) 衛星電話 ( ) その他	( ) 改良型救命いかだ ( ) EPIRB (非常用位置等発信装置) ( ) AIS (船舶自動識別装置) ( ) その他		
		( ) 自己所有船舶 ( ) 他者所有船舶	( ) その他	( ) その他		

登録番号	東京都知事 第055号		氏名又は名称	有限会社船宿豆や	
作成日	R6/9/1	変更日	1: / /	2: / /	3: / /

### 別表6 安全の確保のため船長及び業務主任者が遵守すべき事項

航行中及び利用者が水産動植物を採捕している間、船長及び業務主任者は以下のとおり行動します。

#### ○一般的事項

- ・ 出航から帰航するまでの間は、飲酒はしません。また、酒気を帯びて漁場に案内しません。
- ・ 航行中、波の影響により船体が動揺するときは、波の状況について適切な見張りを行うとともに、波に対する進路の変更を行い、かつ、安全な速力まで十分な減速を行うことにより、船体動揺の軽減に努めます。
- ・ 航行中、波の影響により船体が動揺して危険が予想されるときは、利用者に対して動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船するよう指導します
- ・ 乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣（船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船舶の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するものをいいます。以下同じ。）を着用します。
- ・ 乗船中は、船室内にいる場合を除き、利用者に常に救命胴衣を着用させます。
- ・ 12歳未満の小児には、乗船中は、常に救命胴衣を着用させます。
- ・ 利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における岩場、浅瀬、河川域、防波堤、定置網、養殖施設等を調査し、危険性の評価を行い、特に危険と認められる場所について、別添にとりまとめ、安全に航行できる航路、避険線等の設定を行います。
- ・ 航行中はGPSプロッター等を利用して自船の位置を確認し、上記で設定した航路の航行、避険線に基づいた安全な航行を行います。
- ・ 随時、気象や海象等に関する情報収集を行い、気象又は海象等の状況の悪化等、利用者の安全の確保のために必要と判断される場合は、船室内においても利用者に救命胴衣を着用させます。

#### ○船釣りをする場合

- ・ 利用者を案内している間は、船長及び業務主任者は自ら釣りをしません。

別添

利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における 特に危険と認められる場所（該当箇所を記入）	
岩場	
浅瀬	葛西臨海公園三枚洲
河川域	新中川春江町付近
防波堤	
定置網	
養殖施設	
その他	
<u>自船の位置及び設定した航路の航行並びに避険線に基づいた航行の確認方法</u>  GPSプロッターの表示を確認。また、目視で周囲を確認して安全に航行する。	

登録番号	東京都知事 第055号	氏名又は名称	有限会社船宿豆や
作成日	R6/9/1	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表7 出航中止基準及び帰航基準

出港中止 基準	出航の可否の判断は、以下の方法により行います。（該当に○）															
	(○) 単独の判断	( ) 団体による判断														
出港中止 基準	<p>出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海上警報（風、霧等）、波浪警報、津波警報・注意報の発令中</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>出航地の波高</td> <td>2</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>出航地の風速</td> <td>20</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>出航地の視程</td> <td>100</td> <td>m未満</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>落雷のおそれがあるとき</li> <li>事業者、船長又は業務主任者のうち、いずれか1名でも危険と判断したとき</li> <li>その他 ( )</li> </ul>	出航地の波高	2	m以上	出航地の風速	20	m以上	出航地の視程	100	m未満	<p>出航中止の判断は、以下のとおり行います。</p> <p>① 出航中止を判断する団体名</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="height: 30px;"></td> </tr> </table> <p>② 上記団体の代表者、連絡先</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">代表者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td></td> </tr> </table> <p>③ 団体の構成員の氏名又は名称及び登録番号 別紙1のとおり</p> <p>④ 出航中止の判断の方法 別紙2のとおり</p>		代表者		連絡先	
	出航地の波高	2	m以上													
出航地の風速	20	m以上														
出航地の視程	100	m未満														
代表者																
連絡先																
帰港基準	<p>案内する漁場において、以下のいずれかの状況に至った場合、帰航することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海上警報（風、霧等）、波浪警報の発令</li> <li>利用者に急病人やケガ人が出たとき</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>漁場における波高</td> <td>2</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>漁場における風速</td> <td>20</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>漁場における視程</td> <td>100</td> <td>m未満</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>落雷のおそれがあるとき</li> <li>上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想されるとき</li> <li>その他 ( )</li> </ul>		漁場における波高	2	m以上	漁場における風速	20	m以上	漁場における視程	100	m未満					
漁場における波高	2	m以上														
漁場における風速	20	m以上														
漁場における視程	100	m未満														



登録番号	東京都知事 第055号	氏名又は名称	有限会社船宿豆や
作成日	R6/9/1	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

**別表10 情報を収集すべき事項**

(1) 利用者の安全の確保に必要な情報	出航地における波高、風速、視程
	出航中止を判断する団体の出航判断等に関する情報
	水路通報、気象・津波・海上警報等の情報
	乗船する利用者数 (12歳未満の小児が含まれる場合は、その人数)
	法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における安全確保に関する情報
	立入禁止区域に関する情報
(2) 利用者の安全の確保に必要な情報	法第16条に基づき利用者に周知する必要がある「案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容」について、当該漁場を管轄している都道府県知事が提供している情報
	漁場利用協定や漁場慣行等について、案内する漁場を管轄する都道府県に設置されている海面利用協議会が提供している情報
	法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における漁場の安定利用に関する情報